

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見提出

No	施行規則条文	意見
1	第 52 条の 3 の 3	<p>本条第 1 項第 3 号については、他の事業者に対して、保険会社が開発を行ったシステムやプログラムを販売することを想定するが、「共同して設計、もしくは開発・・・又はこれに準ずる」の範囲をどのように解釈をしたらよいか。例えば、他社が海外で開発をしたシステムやプログラムを日本において販売するため、日本の商慣習にあうように当該開発事業者とともに日本版を作成した場合も共同して設計、もしくは開発という範囲という理解で良いか。</p>
2	第 210 条の 6 の 4	<p>本条第 1 項第 13 号について、銀行持株会社には銀行業務に係る商品開発に制限がないことや、保険会社においても、保険商品開発を保険持株会社に集約することは、グループの一体的・効率的運営に資することでありこの点銀行と異なることから、本号括弧書は、保険商品の開発に係る業務のうち、基礎書類に定める事項の変更の認可申請等、保険会社が法令上自ら行うこととされている業務は対象としないということを確認的に規定したものと理解でよいか。</p>
3	第 210 条の 6 の 4	<p>改正保険業法 271 条の 21 の 2 第 2 項においては、同条第 1 項に規定する「保険持株会社が営むグループ共通業務」を保険持株会社が行おうとする際には、原則として内閣総理大臣認可が必要と規定されている。</p> <p>他方、同条第 2 項ただし書で内閣府令で定める「軽易な業務」については大臣認可不要としているが、これらの「軽易な業務」からは、「当該保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く」ものとされているため、現行案では、例えば保険持株会社が、以下のような事務を行うためには、内閣総理大臣認可が必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 海外のグループ会社でも共通利用する英語パンフレットの印刷・製本 ➤ 海外のグループ会社も含めた当社グループ全般の広告作成（特に海外グループ会社所在国での利用も想定するもの） ➤ 海外のグループ会社から他のグループ会社への顧客取次ぎ ➤ 保険持株会社が実施するグローバルな役職員向けの研修（例：コンプライアンスやグループビジョンの共有等についての研修） <p>一方、これらの業務についても、改正保険業法第 271 条の 21 の 2 の趣旨を害するとも思われなことから「軽易な業務」に指定いただく余地があると考えたが、「当該保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く」と一律に除外している理由についてご教示いただきたい。</p>